

へんしも

人とひとを結ぶ本：へんしも情報 Hensimo Journal

Kochi Prefectural Federation of Small Business Associations

4
2016
vol.181

ビルメンテナンス

戦後の1940年代後半に、GHQが丸の内地区の建築物を数多く接收し、その清掃を日本人に組織的に行かせたのが始まりといわれる。1950年代も、サンフランシスコ講和条約締結後にアメリカ合衆国大使館の清掃を外部委託したことから、徐々に日本の官公庁や一般建築物も、清掃を外部委託し始めた。1960年代においては、高度経済成長に伴う建築物の増加により大きく成長し、清掃のみならず、常駐警備・防災、設備管理、業務サービスなど総合的に行う事業者が現れた。その後、1965年起工、1968年にオープンした霞が関ビルを皮切りに、大都市を中心に日本は高層ビル建築ラッシュを迎えた。1980年代に入るとバブル景気に突入し、土地神話による大都市の再開発プロジェクトなども進んだ。そのような中で、建築物管理業はさらに多様化して発展し、事業者数・売上高ともに拡大していった。



組合見聞録

高知県ビル総合管理
協同組合

1 組合見聞録

「高知県ビル総合管理協同組合」

3 中央会だより

*平成28年度中央会事務局紹介

*平成28年度中央会事業のご案内

*平成28年度通常総会／消費税相談窓口／組合110番

6 施策情報

*軽減税率対策補助金

*経済センサス

*平成28年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金

*平成28年度高知県の主な融資制度

13 県内各業界別の動向・3月

人を継ぎ、組織を育む

高知県中小企業団体中央会

高知県ビル 総合管理 協同組合

◎組合見聞録

へんしも情報

人材育成や建物の衛生維持管理を通じて、「ヒト」と「モノ」が輝く社会を目指します



障害者の方が社会の一員として活躍できる環境作り

本組合は、県内でビルメンテナンス業を営む事業者で構成される組合で、共同事業を通じて組合員の経営環境改善に努めるとともに、一般社団法人高知ビルメンテナンス協会とも連携しながら各種研修会、講習会への参加に努め、新たな機器や資材等についても積極的に取り入れるなど、技術向上のために日々努力を続けております。

また、ここ最近の動きとして、一昨年の4月より高知ビルメンテナンス協会が高知県の障害保健福祉課より委託を受けて、県内の障害者を対象にした集合訓練となる「清掃業務従事者研修」を実施しており、本組合でもその実施協力を行っています。この研修は、清掃業務に関する様々な知識や技能の修得はもちろんのこと、基本的な接遇マナーや就職活動を行う上での履歴書作成や面接練習まで含めて行っており、障害者



理事長
山崎 啓輔氏

[組合プロフィール]
TEL:088-885-0112
組合員数:13名
設立:平成10年4月
主な事業:共同受注事業
共同購買事業



の方に自身の能力や特性に応じた仕事に就いてもらうことで安定した生活の実現に繋げることを目的に行われています。昨年は6名の方が参加し、週4回ほどの座学と実技を中心とした集合訓練を2ヶ月行い、技術の習得を図りました。この取組はとても評判が良く、高知県や障害者支援施設はもちろんのこと、雇用する企業側からも基礎能力が備わっていると大変喜ばれています。現在は高知市のみの開催となっていますが、幡多地域でも要望があり今後検討していくことも必要となってきています。ただ、講師については既に障害者を雇用している組合員企業の方などをお願いしているのですが、研修期間が約2ヶ月と比較的長く、仕事上の都合もありなかなか難しいのが現状です。今年度は7月と来年1月の計2回開催する予定となっており、継続していくことで徐々に講師の数も増えてくると思いますので、是非これからも続けていきたいと思っております。また、本県とは少し環境が違いますが、私どもの全国団体である全国ビルメンテナンス協同組合連合会でも神奈川県を中心として全国的に同じ運動を展開しており、今後この流れが全国的に広まっていくことが予想されます。

昨年には、障害者の方が日頃培った技能を競うアビリンピック高知大会において、組合員企業で働く方がビルクリーニング競技で優勝しており、こうした取り組みを通じて障害者の方が社会の一員として能力を発揮してもらえることの一助となればと思います。

組合から発注者に 伝えていきたいこと

組合の共同事業としては、共同受注と共同購買を行っています。共同受注事業については、組合で全省庁の一般競争参加資格や高知県等の競争入札参加資格を取得しているほか、官公需適格組合証明も取得しており、組合員のため少しでも多くの入札案件を受注すべく取り組んでいます。ただ、指名競争入札であっても多いときには一つの入札に対して20社以上が参加することもあり、競争は非常に厳しいものがあります。県外の指名競争入札では参加企業数は5~6社くらいであり、県外の同業者と意見交換する際によく驚かれます。当然業者数が多くなれば価格競争も激しくなり、最近では少し改善傾向にありますが、以前は本当に厳しい環境でした。例えば、ビルの維持管理業務などは、丁寧に作業しきれいに維持していけば、塗り直しなどの回数も少なくなり余分な支出を抑えられるため、トータルコストを安く抑えることに繋がります。ただ、各社の技術・サービスの差は日常の中では見えにくい部分であり、一年

ビルのフロアを洗浄する
自動床洗浄マシン



経過してみなければその差が分からない業態です。低価格は確かに魅力ですが、過去の実績や企業努力、更には地域貢献など、これまで以上に価格以外の点も考慮した発注体制・評価方式にしてもらえればありがたいですし、そのための要望もしていかなければと考えています。

ビルメンテナンス業を取り巻く環境の変化

全国的に人手不足感が強まる中、私どもの業界でも人手不足が続いています。加えて建築物の大型化や複雑化、多様化なども進んでおり、24時間体制でのサポートが必要な仕事も出てくるなど以前と比べて建築物の維持管理に必要な人数も増えており大変になっています。また、最近では外国人観光客が増加傾向にありますが、文化の違いから発生する施設利用上の様々なトラブルもあり、その対応にも若干苦慮しています。

業界を取り巻く環境は厳しいものがありますが、ビルメンテナンス業は①建築物やその付属設備の運転管理・保全維持業務、②ビル利用者の快適で衛生的な環境を提供するための環境衛生管理業務に大別され、“モノ”と“ヒト”に大きく影響することから社会にとって重要な産業の一つと考えています。我々が社会に果たす役割は大きく、これまで以上に信頼される業界を目指して頑張っていきたいと考えています。

★組合からのお知らせコーナー★ **これ知っちゃいマ!**

kumiai kenbunroku : Koreshitchoite!

衛生的な環境を維持するためのポイント

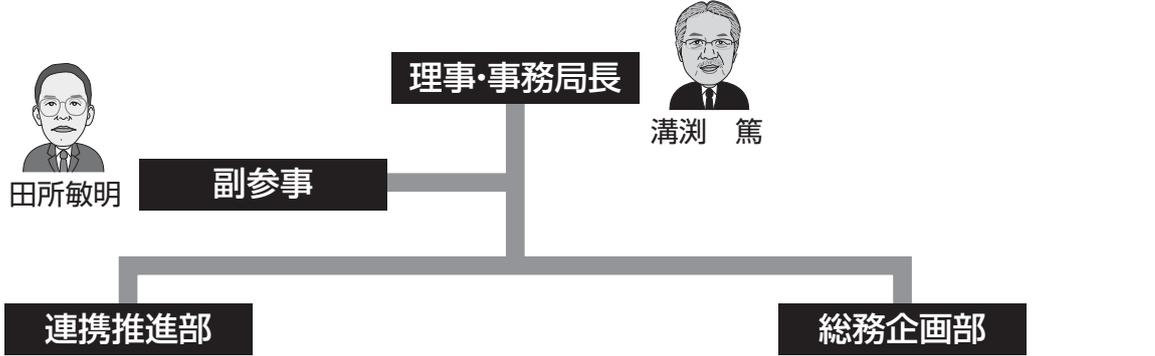
建物の清潔を保つポイントの一つに、「**建物に汚れを持ち込ませない**」という点があります。特に入りやすいのが玄関です。そこで3歩以上歩ける**大きめの吸着玄関マット**があれば、靴底に付いた砂や土などの汚れが中に持ち込まれなくなります。最近では汚れが目立たないタイプや、汚れたら水洗いできるお手入れ簡単な玄関マットもあります。

☆雨の時はレインマットも併せて活用しましょう。



平成28年度 中央会事務局紹介

本会は、4月1日付で下記のとおり、平成28年度の人事異動を発令しました。
会員の皆様、本年度もよろしくお願い申し上げます。



- 部 長／高井謙一(商店街振興室長兼務)
- 副部長／山本雄司(運営支援担当)
- 課 長／古木健雄(商店街振興室担当)
- 課 長／川田博士(組織化推進担当)
- 課 長／松井大治(ものづくり補助金担当)
- 係 長／曾我部匡史(運営支援担当)
- 主 事／久保竜夫(ものづくり補助金担当)
※上半期は高知県経営支援課へ出向
- 主 事／秋澤繭香(商店街振興室担当)
- 主 事／小澤武史(組織化推進担当)

- 部 長／山本倫久
- 課 長／宮崎重人(総務課)
- 課 長／古谷時彦(企画情報課)
- 係 長／横田典枝(総務課)



連携推進部【主な担当業務】

- | | |
|--|--|
| <p><運営支援担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ものづくり担い手育成事業 ●外国人技能実習制度適正化事業 ●連携組織活性化支援事業 ●青年中央会関連 ●官公需関連事業 ●組合資料収集加工事業 ●組合等人材育成事業 <p><ものづくり補助金担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 | <p><組織化推進担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ●組織化推進事業 ●小規模事業者組織化指導事業 ●土佐酒の振興に関すること ●中小企業組合設立関連 <p><商店街振興室担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ●商店街関連全般 ●県連、市連関連事業 ●県連事務局 |
|--|--|

総務企画部【主な担当業務】

- <総務課>
- 総務全般
 - 予算、決算、総会、理事会、正副会長会、ブロック会等
 - 共済推進業務
 - 中小企業政策推進協議会
- <企画情報課>
- 消費税軽減税率対応窓口相談等事業
 - 情報提供に関する事業
(情報誌及びメールマガジン発行・ホームページ更新)
 - 共済推進業務、共済事業会計
 - 組合士及び会員の加入・脱退に関する業務

副参事【主な担当業務】

- 事務局長の補佐
- 景況調査
- 各種調査

職員の退職・新規採用のお知らせ

<事務局次長 退職>

矢野 孝明

<副参事 退職>

島内 康雄

<新規採用>



秋澤 繭香

<新規採用>



小澤 武史

ご活用ください！平成28年度 中央会事業のご案内

連携組織活性化支援事業

経営力・機能向上支援

任意グループの立ち上げ期に必要な経費をはじめ、中小企業組合等における新事業及び事業再構築等(新商品開発、販路開拓、新たなサービス等の提供、情報発信の強化、既存事業の強化・見直し等)の実現化に向けた取り組みを支援します。

【対象】 中小企業組合等(ただし、県内に主たる事務所を置く組合等とし、その構成員の3分の2以上が県内中小企業者であるもの。また共同出資会社並びに任意グループは3名以上の中小事業者で構成されるものとし、任意グループにおいては原則本事業の完了日までに法人化を目指したもの。)

【補助金額】 上限額100万円以内 【補助率】 2分の1以内

活性化支援

中小企業組合等が抱える諸課題の解決策、組織改善に向けた指針・ビジョン策定、共同事業の見直し及び新事業の創出などに繋げるため、本会が専門家と連携して調査・分析等を踏まえた事業計画等を策定し、活性化に向けた取り組みを促進します。

【対象】 中小企業組合等 【事業費】 上限額100万円以内 【経費負担】 利用者負担なし

課題等対応支援(専門家派遣による支援)

組合運営における法律・税務・労働等の専門知識を要する諸問題解決のために弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家を派遣します。

【経費負担】 利用者負担なし 【対象組合数】 15組合程度

研修会・講習会の開催 — 連携組織活性化支援事業・小規模事業者組織化指導事業(※小企業者組合限定) —

会員組合における喫緊・高度な課題や先進的事例の研究、組合員の経営力強化を図るための技術等の習得を図る目的とした(小規模事業者組織化指導事業については、組合制度、共同事業、経営、経理・税務、労働、法律、中小企業施策等を目的とした)講習会等を開催します。

【事業費】 10万円以内(※小規模事業者組織化指導事業は15万円以内)
 【経費負担】 利用者負担なし(※小規模事業者組織化指導事業は3分の2以内)
 【対象組合数】 5組合(※小企業者組合枠は別途7組合程度)

小規模事業者組織化指導事業

販促用チラシ・HP作成、パッケージ改良、新商品開発、販促品の製造、市場調査

— 取引力強化推進事業 <構成員の1/2以上が小規模事業者である組合等限定> —

共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取組みを支援します

【補助金額】 50万円以内 【補助率】 3分の2以内 【対象組合数】 1～2組合(予定)

新規事業、新商品・サービス等の実行可能性の検証、ビジョンの作成

— 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業 <小企業者組合限定> —

組合や組合員の「経営基盤の強化」「生産性の向上」を目指した、「既存の共同事業の改善」「新たな事業開発」のためのフィージビリティ・スタディの実施、又はフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に支援します。

【補助金額】 120万円以内 【補助率】 3分の2以内 【対象組合数】 2組合(予定)

◎お気軽に中央会までお問い合わせ下さい。応募申請から事業完了までサポートします!

【お問い合わせ先】 高知県中小企業団体中央会 TEL(088)845-8870 E-mail:info@kbiz.or.jp

平成28年度

通常総会のお知らせ

本会の平成28年度通常総会を下記のとおり開催いたします。
 会員の皆様におかれましては、時節柄ご多忙と存じますが、お繰り合わせの上、多数ご出席くださいますようお願い申し上げます。

- ◆日時 平成28年6月10日(金) 15時30分から
- ◆場所 「三翠園」高知市鷹匠町1-3-35

※追って皆様には正式な案内文書を送付いたします。

消費税軽減税率制度や消費税引上げ後の課題等に関する相談窓口・専門家派遣をご活用下さい!

無料

高知県中小企業団体中央会及び高知県商店街振興組合連合会では、一昨年4月からの消費税率引上げや平成29年4月から消費税軽減税率制度が導入される予定であることを受けて、中小企業組合等における消費税に係る会計処理をはじめ、消費税軽減税率制度等や消費税価格転嫁等の諸課題に関する相談を受ける窓口を設置し、本会指導員が常時相談に対応しております。

また、皆様のもとに専門家を派遣して相談に応じることも可能ですので、お気軽にご活用下さい。当窓口ではカルテル組成に関する相談も受けております。

<お問い合わせ先> **TEL 088-845-8870 E-mail info@kbiz.or.jp**

高知県中小企業団体中央会
 総務企画部 担当:古谷



高知県商店街振興組合連合会
 担当:古木



KUMIAI 110

[組合110番]

役員選挙について

1. ○×式による役員選挙方法の是非

- Q. 投票用紙に予め候補者全員の氏名を連記のうえ配布し、○×によって投票を行ってもよろしいでしょうか。
- A. 差し支えありません。

2. 指名推選における選考委員の資格について

- Q. 指名推選制の選考委員は、組合員でなければならないでしょうか。又は、員外役員あるいはその他の非組合員でも差し支えありませんか。
- A. 選考委員は、組合の性格からして組合員の中から選ぶのが適当と考えますが、組合員以外から選任しても違法ではないので、特別の事情があるときは組合員以外より選ぶこともやむを得ないでしょう。

(参考…「中小企業組合質疑応答集」)

メリット 1 通常の定期預金より
高めの金利設定
※当金庫内比較

メリット 2 固定金利の半年複利で
効率よく資産運用

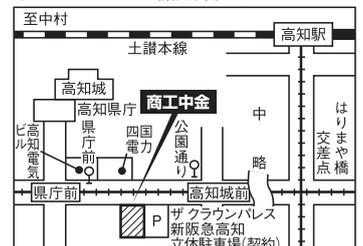
メリット 3 ライフスタイルに合わせて
選べる期間1年・2年・3年
※原則として満期日前の解約はできません。

商工中金

高知支店 088(822)4481

〒780-0870 高知市本町4-2-46

●ザ グラウンパレス新阪急高知並び



個人のお客さま向けの

定期預金

マイハーベスト

※詳しくは、店頭の特ランまたはホームページをご覧ください。

軽減税率対策補助金が4月1日より申請受付開始!

軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応として、2つの申請類型があります。

A型

複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※ レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型

受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

基本的には、申請書(数枚)と、証拠書類(内訳の分かる支払いの証拠書類(領収書や請求書)、製品の証明書など)で申請できます。申請は随時受付を行います。 ※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。

A型は導入・改修後の申請、B型はシステム改修・入替前の申請になります。申請書の作成サポートも充実しています。

- A型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。
- B型はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。(※自らパッケージソフトを購入し導入した場合には、その限りではありません。)

「所得税法等の一部を改正する法律案」成立日から平成29年3月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

申請受付期限

- A型:平成29年5月31日までに申請(事後申請)
- B型:平成29年3月31日までに事業が完了するように申請(事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。)

A型

複数税率対応レジの導入等支援

A型は、レジの種類や複数税率への対応方法(導入/改修)により合計4種類の申請方式に分かれます。(A-1型<レジ・導入型>・A-2型<レジ・改修型>・A-3型<モバイルPOSレジシステム>・A-4型<POSレジシステム>) ※リースによる導入も補助対象となります。

いずれも、補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。

基本的には、補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。

レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等(レシートプリンタ・キャッシュドローア・バーコードリーダー・決済端末およびリーダー・カスタマーディスプレイ・ルーター・サーバ)も合わせて補助対象となります。

それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置(運搬費含む)に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限とします。

複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

申請サポート制度が充実しています。

メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。

※ 代理申請にご協力いただけるメーカーや販売店、ベンダーなどについては、追ってホームページで公表

B型 受発注システムの改修等支援

B型は、電子的な受発注システムの改修・入替が補助対象です。※ リースによる導入も補助対象となります。

申請は、指定事業者による代理申請を原則とします。

専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。申請者に代わって、あらかじめ指定したシステムベンダー等の指定事業者が申請します。

申請は2段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「実績報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。

※ 自らパッケージソフトを購入し導入した場合には、その限りではありません。

※ 交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

(小売事業者等の)発注システムの場合の補助上限額は1,000万円、(卸売事業者等の)受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1,000万円となります。

補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。

お問い合わせ 受付時間:9:00~17:00(土・日・祝除く) ※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。

● 軽減税率対策補助金事務局 申請窓口 **0870-081-222** [通話料がかかります]

● IP電話等からのお問い合わせ先 **03-6627-1317** [通話料がかかります]



日本経済の未来は、あなたの調査票から。

経済センサス

活動調査

平成28年 6月1日 全国すべての事業所・企業のみなさまが対象です

調査は、事業所の形態により、以下の2種類の方法のうち、いずれかで行います。

○ 支社などが無い単独の事業所には、調査員が訪問して調査票を配布 ○ 支社などがある企業等には、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送

コンビニエンスストアオーナー 41歳
工場経営者 52歳
ラーメン店店主 63歳
建設会社 経理事務員 54歳
会社経理担当 28歳
銀行経理担当 35歳

平成28年 6月1日 全国すべての事業所・企業が対象です。一調査票は平成28年5月末までにお届けします。ご回答、よろしく申し上げます。—

■ この調査は統計法という法律に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。 ■ 回答いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/> 経済センサス2016 検索

総務省・経済産業省・高知県・市町村からのお知らせです。

高知県ものづくり産業強化事業費補助金のご案内

【設備投資促進事業(標準型・特別型)】

① 概要

高知県では、県内で製造業を営む事業者の積極的な事業展開を支援し、県内の産業基盤の強化及び雇用の場の創出を図るため、「標準型」及び売上高10億円以下の製造業を営む事業者を対象とした「特別型」の申請を受け付けています。

② 制度概要(一部抜粋)

	標準型	特別型
対象経費	1. 機械装置の取得費 2. 「1.」に伴い実施する工場等の新設又は増設に係る土地、建物及びその附属設備の取得費	
補助率	対象経費×6.8%以内 民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金と併せて活用する場合は10%	対象経費×25%以内
補助限度額	3,400万円 民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金と併せて活用する場合は5,000万円	3,400万円

【試作開発準備事業・試作開発事業・製品改良事業】

① 概要

高知県では、県内中小企業者が挑戦する企画段階から試作開発、製品改良にかかる取り組みに対し助成する「試作開発準備事業」「試作開発事業」及び「製品改良事業」について、随時申請を受け付けています。地産地消、外商に繋がる皆様の挑戦をお待ちしております。

② 制度概要(一部抜粋)

	試作開発準備事業	試作開発事業	製品改良事業(国内・海外向け)
対象経費	製品(機械又は設備)の企画段階における準備検討を行う事業	新たな製品(機械又は設備)の開発に取り組む事業	自社製品(機械又は設備)を国内又は海外向けに商品化するための改良に取り組む事業
補助率	1/2	個別事業者:1/2 事業体:2/3	
補助限度額	100万円	個別事業者:1,000万円 事業体:1,350万円	個別事業者:1,000万 事業体:1,350万円 ※1事業につき、補助限度額に達するまで複数回申請が可能です。

各事業に関する詳細は、高知県工業振興課のホームページでご確認ください! <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/>

■ 制度に関するお問い合わせ・申請受付窓口

高知県庁 商工労働部 工業振興課 企業支援担当
TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261 MAIL:150501@ken.pref.kochi.lg.jp

■ 製品企画書の作成に関するお問い合わせ・ご相談窓口

公益財団法人高知県産業振興センター内 ものづくり地産地消・外商センター TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556

挑戦の数だけ、
保険がある。

To Be a Good Company



東京海上日動



経営支援融資制度

名称	融資対象者(○は必ず該当すること△はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率(%)
安心実現のための高知県緊急融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む中小企業者 ※ 貸付限度額は緊急融資全体で1億円以内 ※ 緊急融資及び保証協会の責任共有対象外の保証付借入金を借換えることができる。ただし、下記の借入金は借換えの対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資 ・ その他の保証付き融資のうち、高知県信用保証協会が定めるもの ※ 責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない ※ 緊急融資＝安心実現のための高知県緊急融資、平成23年度安心実現のための高知県緊急融資 ※ 経営力強化保証が付される場合の償還期間、保証料率、保証割合は、別に大綱に定める 	設備運転	2.27※ (変動) 共有対象外 2.07※ (変動) <hr style="width: 50%; margin: 5px auto;"/> 2.42※ (変動) 共有対象外 2.22※ (変動)
特別小口融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において1年以上引き続き同一の指定事業を営む小規模企業者(個人事業者に限る) ○ 源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて、申込みの日以前1年間において納期が到来した税額がある者であつて、かつ、当該税額を完納している者 ○ 特別小口保険(中小企業信用保険法第3条の3)を利用した既存借入残高と今回申込金額の合計額が1,250万円(中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は2,500万円)を超えない者 ○ 特別小口保険以外の保険を利用した既存借入がない者 ※ 当融資の既存の借入分(併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て)の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。 	設備運転	2.07※ (変動)
小規模企業融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む小規模企業者 ※ 当融資の既存の借入分(併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て)の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。 	設備運転	2.27※ (変動) 共有対象外 2.07※ (変動)
小口零細企業融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む小規模企業者(医業を主たる事業とする場合を除き、NPO法人は利用不可) ○ 既存の保証協会の保証付借入残高(根保証においては借入極度額)と今回申込金額の合計額が1,250万円を超えない者 ※ 当融資の既存の借入分(併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て)の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。 	設備運転	2.07※ (変動) <hr style="width: 50%; margin: 5px auto;"/> 2.27※ (変動)
借換え融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、経営改善計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られる者 △ ア 中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」 △ イ 最近3月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少している者 △ ウ 最近3月間又は直近期決算における営業利益又は経常利益が前年同期に比して3%以上減少している者 △ エ 最近3月間又は直近期決算における売上利益率又は営業利益率が前年同期に比して3%以上減少している者 △ オ 再生手続開始申立等事業者(破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て、その他手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた者)に概ね50万円以上の債権額を有する者又は再生手続開始申立等事業者との取引額が総取引額の概ね10%以上である者 △ カ 売上原価の概ね20%以上を占める主要原材料又は燃料の最近3月間の購入価格が前年同期に比して20%以上上昇しているにもかかわらず、製品又はサービスの価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3月間の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合を上回っている者 △ キ 自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者 ※ 借換換えの対象は、高知県信用保証協会の保証付借入金 ただし、下記の借入金は借換換えの対象外とする 高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資、下請経営安定融資、季節融資 	運 転	2.47※ (変動) 共有対象外 2.27※ (変動) <hr style="width: 50%; margin: 5px auto;"/> 2.67※ (変動) 共有対象外 2.47※ (変動)

保証料率(%)	貸付限度額(千円)	償還期間(据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
0.12~0.49 セーフティ 0.30	100,000	7年以内 (1年以内)	保証協会の 定める ところによる		<p>◆ 貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆ 保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げる場合があります。 <p>◆ 取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p> <p>◆ ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
0.11~0.42 セーフティ 0.25		10年以内 (2年以内)			
0.40	12,500 ※中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は25,000	7年以内 (1年以内)	不 要	<p><商工会等経由の場合></p>	
0.21~1.07 セーフティ 0.40	15,000	7年以内 (1年以内)	保証協会の 定める ところによる		
0.30~1.27 セーフティ 0.40	12,500	7年以内 (1年以内)	個人事業者は 無担保・無保証人		
10年以内 (1年以内)		法人事業者は 無担保・代表者 1名保証			
0.21~1.07 セーフティ 0.40	50,000	7年以内	保証協会の 定める ところによる		
0.21~1.07 セーフティ 0.40	80,000	10年以内			

特別融資制度

名称	融資対象者(○は必ず該当すること△はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率(%)
産業振興計画 推進融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする事業者</p> <p>※ 資金使途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金・運転資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。</p> <p>※ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。</p> <p>また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。</p> <p>※ 既存保証付き融資から借換える場合は融資額の2分の1未満とする。</p>	設備運転	2.27以内※ (変動) 共有対象外 2.07以内※ (変動)
			2.42以内※ (変動) 共有対象外 2.22以内※ (変動)
創業者等応援融資	<p>※ 創業Ⅰ型・創業Ⅱ型・創業Ⅲ型を併用する場合、貸付限度額は合わせて5,000万円以内</p> <p>※ 創業Ⅱ型と創業Ⅲ型を併用する場合、自己資金はそれぞれで必要になる額を合わせた額が必要</p>	設備運転	1.87以内※ (変動)
創業Ⅰ型	<p>△ ア 事業を営んでいない個人(廃業したことのある会社の役員又は事業主等を含む。以下同じ。)であって、貸付実行から1月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ イ 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が貸付実行から2月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ ウ 指定事業を営む中小企業者である会社であって、自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ エ 県内において指定事業を営む中小企業者で、事業を営んでいない個人が事業を開始又は会社を設立して5年未満の者</p> <p>△ オ 県内において指定事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立して5年未満の者</p>		
創業Ⅱ型	<p>△ ア 事業を営んでいない個人であって、貸付実行から1月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ イ 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が貸付実行から2月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ ウ 指定事業を営む中小企業者である会社であって、自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ エ 県内において指定事業を営む中小企業者で、事業を営んでいない個人が事業を開始又は会社を設立して5年未満の者</p> <p>△ オ 県内において指定事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立して5年未満の者</p>		
創業Ⅲ型	<p>△ ア 従事した経験(勤務先で得た知識やノウハウ及び自ら事業を行っていた経験)や法律に基づく資格を活かし、県内で事業を開始しようとする者</p> <p>△ イ 県内において指定事業を営む中小企業者であって事業を開始した日(法人にあつては設立の日)以後5年未満(開始時期を特定することができること。)の者</p>	設備運転	2.27※ (変動) 共有対象外 2.07※ (変動) 2.47※ (変動) 共有対象外 2.27※ (変動)

本誌には高知県融資制度の一部を掲載しています。
その他の制度や詳細は右記までお問い合わせください。

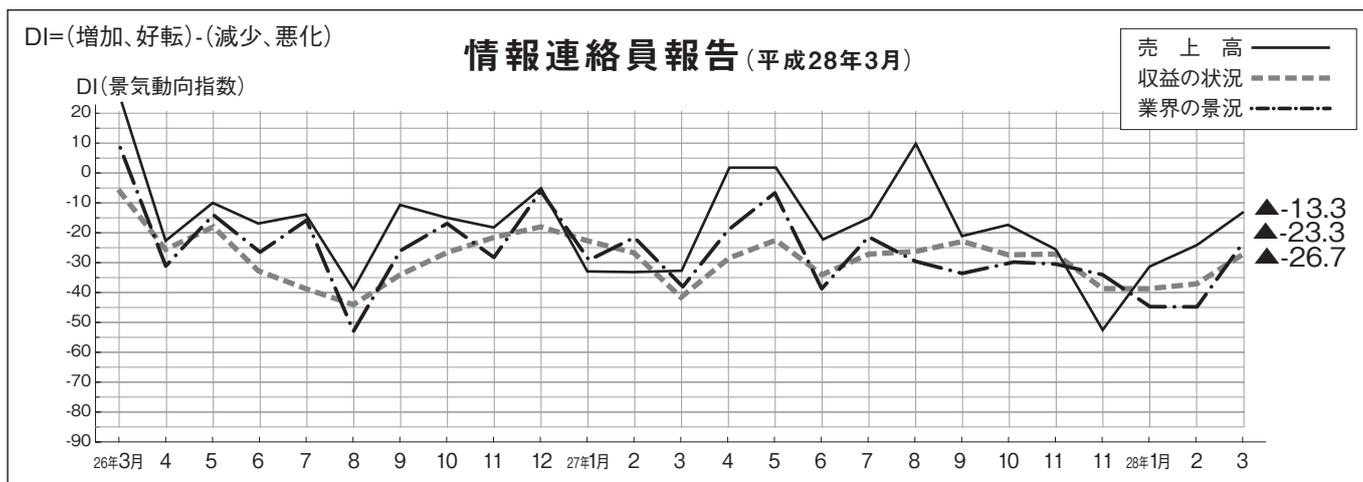


保証料率(%)	貸付限度額(千円)	償還期間(据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
0.12~0.49 セーフティ 0.30	100,000	7年以内 (1年以内)	保証協会の 定める ところによる		<p>◆ 貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆ 保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。 <p>◆ 取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p> <p>◆ ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
0.11~0.42 セーフティ 0.25		10年以内 (2年以内)		<p><商工会等経由の場合></p> <p>注)産業振興計画推進融資の取扱金融機関は、産業振興について高知県と包括協定を締結している金融機関のみの取扱いとなります。</p>	
0.10	10,000	7年以内 (1年以内)	無担保 保証人については保証協会の定めるところによる		
0.10		10年以内 (1年以内)		<p><商工会等経由の場合></p>	
0.10	15,000 ※ア及びイは自己資金と同額まで	7年以内 (1年以内)	無担保 保証人については保証協会の定めるところによる		
0.10	10年以内 (1年以内)				
0.21~1.07 セーフティ 0.10	50,000 ※自己資金の4倍まで	7年以内 (1年以内)	保証協会の 定める ところによる		
		10年以内 (1年以内)			

【お問い合わせ先】高知県商工労働部 経営支援課

〒780-8670 高知市丸ノ内1-2-20 TEL: 088-823-9695 FAX: 088-823-9138
 URL: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/> E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

県内各業界別の動向 2016年3月(前年同月比)



生コンクリート製造

出荷数量は前年同月比 90.0%。高知市地区の市況改善については一定の前進があり、更なる改善に向けての動きがある。

旅館・ホテル

「おきゃく」等各種イベントもあり、宿泊観光客も増加傾向である。

機械団地

前年同月比で売上高を「減少」とする企業が複数見られる。関係業界の業況も特に変化はなく、団地内の業況は全般に横ばい傾向で推移している。

飲食店

お客様の高齢化で特にモーニングサービスの売上が減少している。レストラン・カフェで食事を出している店では少し好転しているところもある。

刃物製造

先月と同様、好調の商材と不調の商材がはっきりしていて差が出ている。一部の生産者から値上げの意向の申し出があった。材料費の値上げが原因か？

食品団地

2月のスーパーマーケットトレードショー、3月のフードテックジャパン等首都圏で開催された商談会の引き合い商談中で、商談の成立に期待。又今月、県地産外商公社と連携して、合同商談会(13社)を実施。

船舶製造

高い水準で推移している。

酒類製造

各社平均的に微増となっている。新酒が出揃い、4月15日には「土佐新酒の会」を開催、600人が堪能。

珊瑚装飾品製造

3月の製品会取引高は、前年同月より若干の減であった。原木は相変わらず高値であるが、製品会への珊瑚製品には反映されていない。

水産食料品製造

中央市場の仲卸店が卸専門店を除いて12店から3店にまで減少。県内各地でどんどん店が消えていく。我々の加工の原料となる魚の不漁は相変わらずで、加工筋が買えるような相場ではない。

卸団地

新規採用を含め人材確保が難しい状況にあり、業務のアウトソーシングなどの方向転換を検討する企業も見られる。景況は明らかに悪化している。

外衣・シャツ製造

在庫引取り時期で在庫数量減。売上は昨年同月に比べ減少している。

青果卸売

前年3月はやや高値で取引が推移したため、今月は平年並に戻り、前年同月比で98%となった。

木製品素材生産

3月については、前月比スギ・ヒノキ共に価格は横ばいで、搬入量は、スギ・ヒノキ共に1割程度の減がみられた。

製材
 全般に低調で原木、製品価格にも大きな変化なく推移した。厳しい現状を何とか維持している状態。

タクシー
 1車当たり運送収入・輸送回数は前年同月比で収入:2.4%増、回数:4.0%増。前月比で収入:2.3%減、回数:1.2%減。タクシー運転者登録は4月から車内に運転者証掲示のない者は違反となる。

製紙
 パルプ原油共円高の影響で少々安くなりつつあり今後もこの状態が継続すれば業界も楽になる。今後の為替の動向に注目。

各種小売(土佐市)
 卒業シーズンに暖かくなり、お客さんも外に出やすくなったのか、少しだが動きが見られる。

印刷
 徐々に前年対比は改善。初旬は低調に推移したが中旬以降盛り返した。民間需要は微減だが官公需が若干増、辛うじて前年並みの数字を保った感。

各種小売(安芸市)
 ひな祭りののぼり旗を立てて少しは商店街も活気づいたが、なかなか売上増とはいかないようだ。

生鮮魚介卸売
 小物の入荷は少なく、カツオは高値で入荷量は少なかった。マグロの輸入物は少なかったが、近海物は水揚げがあったものの高値だった。

ガソリンスタンド
 3月の原油価格は、米産WTI、ドバイ・オマーン平均共に上昇し、週決め仕切りが連続的に上げられたにも拘らずガソリン店頭市況は続落。高知県の価格も同様に下落、全国最安値となった。

旅行業
 組合クーポン売上前年同月87%、全旅クーポンを加味して133%。全旅クーポンのみ売上が良かったが、依然として厳しい状況。特にバス事故の影響でバスを利用するツアーは厳しさを増している。

電気機械器具小売
 3月度は、全体の売上金額 前年80%で、大変厳しい。その原因は、太陽光発電システムが、前年比90%ダウン。白物家電は、ほぼ前年並み。

一般土木建築工事
 3月の公共工事は前年当月比金額で91.5%、同累計では83.4%。生コン単価の値上りは伊野、土佐市、南国は新契約分より積算単価は上がった。更に国交省では4月より地区割の見直しが行われる。

中古自動車小売
 新車の販売台数の減少に伴い、中古車の仕入台数も減少し、売れ筋の車両の仕入れができず、在庫不足である。

電気工事
 組合員の施工する電力引込線関連の工事量は△12.6%の前年同月比87.4%となった。前月に引き続き、高知中央・須崎市方面の減少が大きい。

商店街(高知市)
 消費税免税一括カウンターが3月30日運用を開始した。免税店参加48店、現在申請作業中3店舗で、スタート以降、一日に1~2店舗で免税売上げがある状況。

一般貨物自動車運送
 組合実績は前年とほぼ同等。業界全体としては人員不足も解消できないまま年度を超える事となった。燃料価格は若干値上がり傾向となり荷動きも改善の兆しがなく新しい年度に不安を残した。

商店街(四万十市)
 四万十市制10周年を記念して、3月6日に市庁舎駐車場をメイン会場、天神橋・一条通をサテライト会場として「しまんとのチカラフェスタ」四万十市産業祭が開催、初のイベントは盛り沢山の内容で賑わった。

信用保証で高知の中小企業を応援します

高知県信用保証協会

高知県信用保証協会

.com BANK

あなたと未来を創る

金融機関から「金融サービス企業」へ...
 真にお客様から信頼され、
 お客様に有益な商品・サービスが
 提供できるよう全役職員が
 「意をひとつにして
 取り組んでいます。」

高知信用金庫

〒780-0822 高知市はりまや町2丁目4番4号
 TEL:0881-882-6525(代) FAX:0881-882-1115

ドットコムバンク

経営者・役員・従業員とそこご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
三井生命



従業員のための退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、安定した退職金準備ができる共済制度です。

- 特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、一般扱 (口座振替月払等) でご契約いただくよりも、保険料が割安になります！

オーナーズプラン

経営者の事業承継対策とリスクマネジメントのために。

パートナーズプラン

従業員の皆さまの保障準備をサポートします。



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる従業員さまのケガなどのリスクをカバーする保険です。

- 業務災害補償保険
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
取扱代理店 三井生命保険株式会社

* 団体扱とは、高知県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および高知県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 高知営業部

〒780-0053 高知県高知市駅前町1-8 第7 駅前観光ビル2F TEL:088-882-3402
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

三井-KB-28-3 (損保) C-28-1
B-28-1010 (H28.4) 使用期限 H29.3.31

制作・発行 [高知県中小企業情報 683号]

人を継ぎ、組織を育む

 高知県中小企業団体中央会
<http://www.kbiz.or.jp>

〒781-5101 高知市布師田3992-2 中小企業会館4階
Tel.088-845-8870 Ip.050-3537-1702 Fax.088-845-2434
E-mail : info@kbiz.or.jp